

## 第 11 章 水防信号、水防標識等

### 第 1 節 水防信号

法第 20 条の規定により、知事の定める水防信号は、次のとおりである。

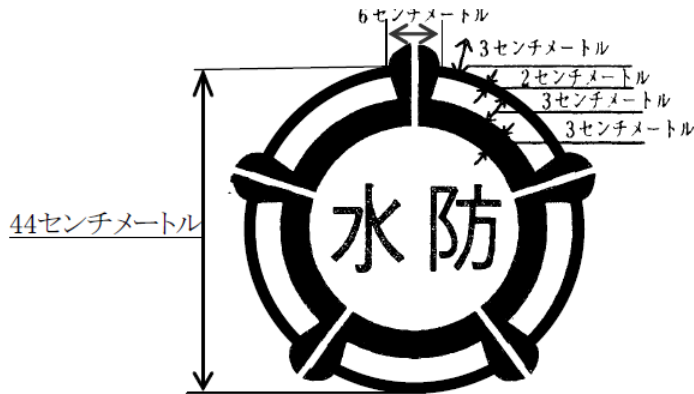
- (1) 第 1 信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警 鐘 信 号	サイレン信号（余いん防止符）
第 1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 2 信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第 4 信号	乱 打	約1分 5秒 1分 ○－休止－○－

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
  - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
  - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

## 第2節 水防標識

法第 18 条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



## 第3節 身分証票

法第 49 条第 1 項及び第 2 項の規定により、町の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

表

裏

第 号	水防立入調査員証
所 属	
職	
氏 名	
	上記の者は、水防法(昭和 24 年法律 193 号) 第 49 条第 1 項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。
	年 月 日
	幕別町長
	印

注 意
1. 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
2. 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
3. 記名以外の者の使用を禁ずる。
4. 本証の身分を失ったときは、速やかに返還すること。